

鹿角市公告第17号

平成30年度に鹿角都市計画下水道事業受益者負担金の賦課をする区域を定めたので、鹿角都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成6年条例第36号）第5条の規定に基づき公告する。

平成30年度内に受益者負担金を賦課する区域

鹿角市花輪字合ノ野、下夕町、高井田の各一部

鹿角市尾去沢字下モ平の一部

鹿角市十和田錦木字浜田、下野添の各一部

鹿角市十和田毛馬内字上寄熊、下寄熊、嶋ノ越の各一部

鹿角市十和田岡田字上前田の一部

鹿角市十和田大湯字中谷地の一部

平成30年4月2日

鹿角市長 児 玉

